

特記仕様書

工事番号	保維7-3
工事名	岩分第一トンネル長寿命化修繕工事
工事場所	宇治市二尾天狗谷 地内
工期	契約日～令和8年3月13日限り

(適用範囲)

本特記仕様書は「岩分第一トンネル長寿命化修繕工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

(総則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

(宇治市) 「土木工事共通仕様書」(宇治市HP掲示)(以下共通仕様書といふ。)

「土木工事施工管理基準」(宇治市HP掲示)

(近畿地方整備局) 「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準」

「土木工事請負必携」

「工事請負契約における設計変更ガイドライン」

(京都府) 「土木工事共通仕様書(案)」

「土木工事施工管理基準」

「土木工事請負必携」

(西日本高速道路(株))「矢板工法トンネルの背面空洞注入に関する調査設計・施工要領」

(一社) 繊維補修強協会 「実務の手引き」

に基づき施工すること。

(提出書類)

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市HP掲示)によるものとする。

(法定外の労働保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

(請負者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。

加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間(着工から目的物引渡し予定日)とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。

また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ啓示）について監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3か月以上
適用標識（シール）の啓示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0人となる場合

(施工体系の記載)

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

(週休 2 日制工事について)

- 1) 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
- 2) 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」
- 3) 実施に当たっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。
- 4) 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休 2 日に満たない場合は、契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
- 5) 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6) 月単位又は通期での週休 2 日を達成したと認められた場合、工事評定において加算する。
- 7) 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・第 4 土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(工事の着手)

本工事については、契約後速やかに着手すること。

(受注者相互の協力)

本工事区域内またはこれに近接しての他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制及び工事車両の搬入・排出等十分調整を行うものとする。

(監督職員による検査（確認を含む）及び立会等)

受注者は、下記の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階

確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

また、受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に段階確認・立会確認の実施個所を記載するものとする。

種 別	細 別	確認細別	施工段階（確認・立会時期）	確認頻度
充填工	注入工（シリカレジン）	段階確認	基準試験（発泡倍率・ライズタイム・圧縮強度）注入前	1回
〃	〃	段階確認	日常管理試験 注入後（発泡倍率・圧縮強度）注入圧は測定装置による記録	
はく落防止工	炭素繊維シート プライマー 含浸レジン	段階確認	接着強度試験	
〃	塗装仕上げ工（中塗り） 塗装仕上げ工（上塗り）	段階立会	施工中	

※上記に記載されていない事項についても監督職員の指示があれば、確認を受けること。

（材料確認）

受注者は、工事に使用する材料について監督職員の確認を受けなければならぬ。

材料確認は、「材料確認書」（様式 15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、在庫確認の実施時期及び実施内容は監督職員が定めるものとする。

（品質管理試験）

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準（ウレタン系注入材）に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示に実施するものとする。

（施工管理）

下記図書に基づき施工管理を行うものとする。

- (1) 矢板工法トンネルの背面空洞注入に関する施工要領
- (2) 連続繊維補強工法実務の手引き

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第 34 条「工事中の安全確保」の 10 から 12 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしづ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の令>

- ・工事請負契約書（第51条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引き（（財）建設業適正取引推進機構）

(石綿事前調査)

受注者は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく「建築物等の解等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照し、工事着手前に既存建築材料等に石綿が使用されているか否か調査し、石綿の使用の有無に関わらず、必要に応じて事前調査結果を発注者及び厚生労働（石綿事前調査結果報告書報告システムにて）に報告しなければならない。

なお、事前調査は、必要な資格を有する者にて行い、設計図書その他書面による調査、現地での目視による調査を原則とするが、分析による調査が必要な場合は、設計変更の対象とする。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

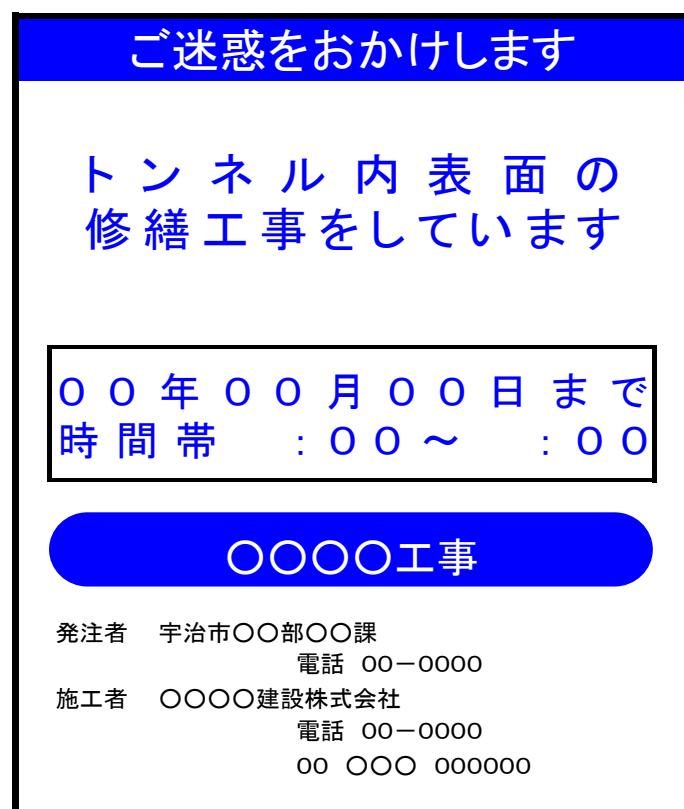
工事内容：トンネル内表面の修繕工事。

工事種別：トンネル修繕工事

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

[工事表示板]



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 工事区間の起終点に設置する。 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工にあたっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難い」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても「新基準'97ラベル」新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し「新基準'97ラベル」に張り替えを行うこと。

(環境等の保全)

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

(施工時間)

本工事の作業時間は昼間（9：00～17：00）とする。

ただし、やむえない状況により変更となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

(仮設工)

受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に、仮設図、施工方法等を作成し、監督職員の承諾を得ること。

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導警備員（昼間勤務）24名を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

本工事の交通規制については車両片側交互通行にて施工することとしている。

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画（交通誘導員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設類等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(品質証明書等)

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
充填工	高強度シリカレジン ガンバンＳＲＣ（無発砲）	
炭素繊維接着工	炭素繊維シート 高強度・2方向 200 g / m ²	

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本もしくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資材名	規格	適用
高強度シリカレジン	ガンバン S R C (無発砲)	充填工
コーティング材	コーティングワニ	"
エポキシ樹脂プライマー	塗布量 0.2 kg/m ²	プライマー工
エポキシ樹脂パテ	塗布量 1.5 kg/m ²	不陸整正工
エポキシ樹脂レジン	塗布量 0.6 kg/m ²	炭素繊維接着工
炭素繊維シート (2 方向)	高強度 200g/m ²	炭素繊維接着工
交通誘導警備員		交通管理工

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(民地内への立入等)

本工事に関連して民地内への立入や作業等が生じる場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(その他)

工事に先立ち現地調査を行い、劣化等の進捗がみられる場合は監督職員との協議の上、方針を決定すること。